

平成 1 0 年度試験研究成果

区分	普及	題名	大規模小麦集団転作の成立条件
〔要約〕大規模小麦集団転作が成立するためには、高い労働生産性を発揮させ、土地純収益を確保することが不可欠であり、そのため、地域で土地利用調整を行って転作団地を形成し、地域の担い手農家組織に一括受託させるとともに、転作田所有者と転作受託者双方にメリットがある収益配分方式とすることが必要である。			
キーワード	土地利用調整	転作団地	収益配分
		企画経営情報部 農業経営研究室	

1. 背景とねらい

米の大幅な需給緩和に伴い、米価が下落し、生産調整面積が大幅に強化された。一方、水田地帯は兼業化の進展、農業労働力の減少・高齢化という状況にある。こうした状況の下では、地域で土地利用調整を行い、大規模な転作団地を形成し、担い手農家中心の組織が、転作を一括請け負う「受託方式」(小池[1]等参照)による大規模集団転作が想定される。その成立条件を、以下の県内3事例の分析から検討した。

市町村集落	水沢市 A 集落	紫波町 B 集落	花巻市 C 集落
土地利用調整主体	K 営農組合 (33 戸)	B 集落転作組合 (60 戸)	C 農用地利用改善組合 (60 戸)
水田面積 (区画)	56ha (100a 区画)	81ha (30a 区画)	117ha (30a 区画)
土地利用方式	2 年移動ブロックローテーション	1 年移動ブロックローテーション	団地固定
転作受託者 (構成員)	K 営農組合 (33 戸輪番出役)	農事組合法人 M 農産 (4 戸)	O 組合 (受託 7 戸 + 委託 15 戸)
設立年	1995 年	1987 年 (法人化 96 年)	1996 年
小麦受託面積	6.4ha	27ha	18.8ha
小麦団地	3ha 以上 2 ケ所	3ha 以上 9 ケ所	3ha 以上 2 ケ所、1~3ha4 ケ所
小麦以外の受託	水稲基幹作業	水稲刈取・乾化作業	担い手が個別に水稲作業受託

2. 技術の内容

(1) 大規模転作団地 (1~3ha 連担) を形成するには、地域の水田所有者の合意形成が不可欠である。そこで、地域の全水田所有者が参加する土地利用調整組織をつくり、その役員層が他の構成員に対して、集団転作のメリットを分かりやすく説明することが必要となる (表 1)。その際、土地利用図を作成し、視覚に訴えることが極めて効果的である (図 1)。

(2) 受託方式による集団転作の収益配分および転作田所有者・転作受託者のメリットは次のとおりである。

	転 作 田 所 有 者	転 作 受 託 者
収 入	転作地代 (生産調整助成金 + とも補償)	小麦作所得 + 麦豆等生産振興緊急対策
メ リ ッ ト	転作を個別消化するより高い (水田小作料 + 水準) 収入を得ることが可能。	転作作物の生産性向上に努めることでより高い収益性を確保できる (= 増収への誘因)。

(3) 水稲作業受委託による農用地利用集積が十分に進んでいる地域においては、転作団地の形成は、水稲作業の受託農家 (担い手農家) が委託農家の水田を転作田として連担させて可能となる。

(4) 水稲作業受委託が進んでいない地域において転作団地を形成するためには、農家の転作機会均等を図るため、ブロックローテーション方式の導入が有効である。このとき、以下のア~ウのような配慮が、転作機会均等性を高め、転作地代水準の引き下げを可能とし、転作受託者への配分を厚くできる (図 2, 図 3)。

ア) 予め 1 巡分のブロックを作っておく。

イ) 所有水田の全てが同一ブロックに入ってしまう農家を少なくする。

ウ) 同一水田での転作期間を短くするよう、小麦作付けブロックの移動を早くする。

(5) 転作田所有者は水田小作料 + 水準の転作地代を、転作受託者は [小麦所得 + 緊急対策] を収受し、両者がメリットを享受することで集団転作が成立する。さらに転作受託者は、稲作の 3~5 倍に及ぶ労働生産性を発揮させることで土地純収益を確保でき、水稲 + 小麦の水田営農が定着可能となる (図 4)。

3. 普及上の留意事項

(1) 一般に転作受託者は地域の担い手農家であるため、小麦播種と稲刈の競合が生じやすく、小麦播種の遅れや受託面積拡大の制約条件につながる。これを避けるためには、小麦播種の稲刈り前の実施あるいは水稲品種を中生に切りかえるといった対策が求められる。

(2) 土地生産性向上のためには、団地毎に責任者を決め、収量 (出来高) で小麦販売代金を按分するのが有効。

(3) 労働生産性向上のためには、担い手農家同士で組み作業を行うとともに、畦畔管理は転作田所有者に任せることが有効。

4. 技術の適応地帯

県内の水田地帯 (主として北上川中・下流域) とする。

5. 当該事項に係る試験研究課題

〔農業構造 1〕 - 2 - (2) イ 大規模水田地帯における転作営農の確立

6. 参考文献・資料

[1] 小池恒男 『集団的土地利用形成の条件』 農林統計協会, 1983 年.

7. 試験成績の概要

表1 紫波町B集落における土地利用調整会議とその内容

集会名	転作組合総会 [集団転作の合意形成]	転作組合役員会 [土地利用計画の原案作成]
参集範囲	転作組合農家 60 戸	転作組合役員 16 名
時期	小麦播種前 (8 月下旬)	総会終了後 (4 日間)
資料	農協配布資料	土地利用計画図
検討事項	転作田団地化、ブロックローテーション方式のメリット説明。 団地の原案作成作業を役員会に委任すること。	地域の水田を 29 ブロックに分け、年毎の小麦作付ブロックを策定。
役員が留意した点	口頭だけでなく、黒板を用いて説明すること。	1 戸の農家の水田が全て転作ブロックに入らないようにする。

注：聞き取り調査による。

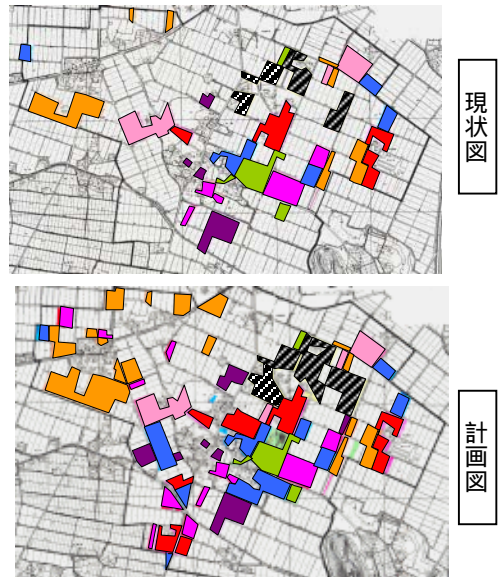


図1 土地利用図の例

注：C農用地利用改善組合資料より作成。

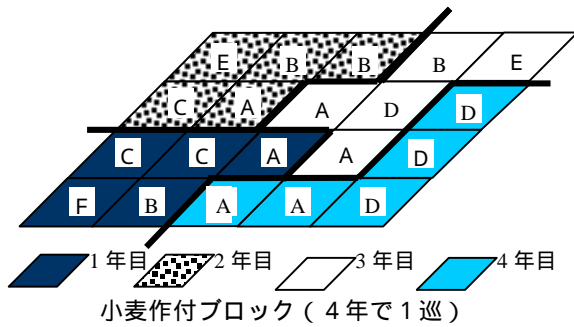


図2 転作機会均等性に考慮したブロック形成例

注：A～Fは水田の所有者を表す。

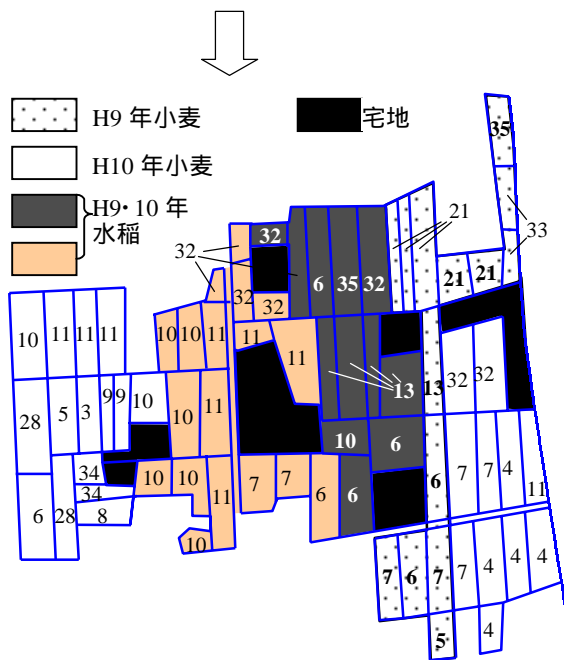
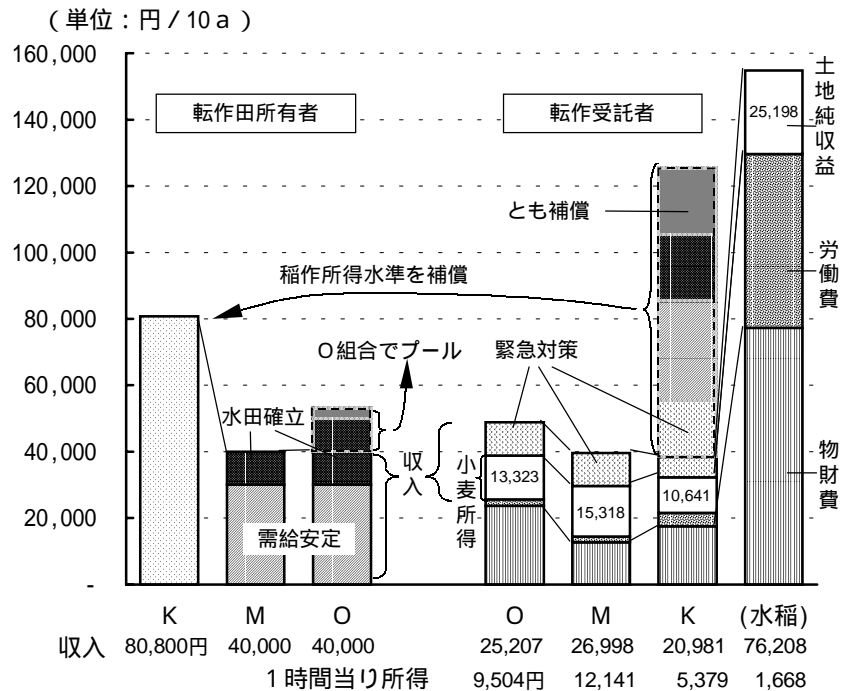


図3 紫波町B集落のブロック形成 (一部)

注：聞き取り調査によって作成。数字は農家番号。



	O組合	M農産	K営農組合
労働時間	1.6時間	1.4時間	3.9時間
小麦単収	240kg	183kg	199kg
損益分岐収量	135kg	70kg	117kg
技術的 問題点	茎数不足 雑草発生 連作障害	筆每生育ムラ 部分的倒伏 雑草発生	圃場ムラ 排水不良 茎数・穂数不足
対応方向	播種量の増加、 適期播種の徹底 春期除草の実施	水稲立毛間 小麦播種技術の 特性に由来	圃場の選択・排水 対策徹底 土壌診断による 好適施肥。

図4 各事例の小麦作にかかる収益配分 (10aあたり) と技術的問題点

図4注：1) 平成10年度の現地収量調査および聞き取り調査により作成。

2) 転作受託者の物財費には土地改良費及び水利費は含まれていない。

3) O組合の数値は代表者のもの。水稲は、岩手県における平成8年の平均の数値である。

4) 水田確立 = (高度)水田営農確立助成 需給安定 = 米需給安定対策

とも補償 = 地域独自のとも補償

緊急対策 = 水田麦・大豆等生産振興緊急対策